

⇩ 役員退職金の経理要件が変更

Q : 今年度の税制改正で、役員退職金の経理要件が変更になるとか。どのようになるのですか？

A : 損金経理要件が廃止されます。

【解説】

現行の税制では、役員退職金を費用計上するには、損金経理をしなければならないこととなっています。

損金経理をするということは、次のような経理処理をすることです。

役員退職金××× / 現金及び預金×××

しかし、このような経理処理をしますと退職時に大きな赤字が出て、利益の平準化が図られないということから、会社によっては、有税で役員退職金を積み立て、実際に役員が退職するときにこの積み立てを取り崩すという経理処理を行い、申告時に複雑な税務調整をするという会社もあるようです。

(積立時)

未処分利益剰余金 / 役員退職給与積立金

(支給時)

役員退職給与引当金 / 役員退職給与引当金取崩益

役員退職金 / 現金及び預金

しかし、今年の税制改正において、損金経理が不要となりましたので、実務では、支給時に次の経理をするだけで済むようになり、税務調整も単純に行えるようになりました。

役員退職給与引当金 / 現金及び預金

なお、この改正の適用は4月1日から開始する事業年度からです。

